医療機器のサイバーセキュリティについて

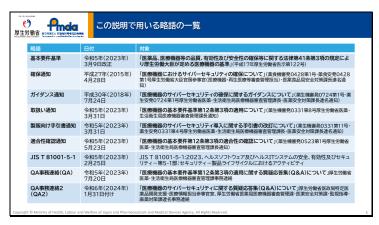
(2023年度 登録認証機関向けトレーニング資料)

Slide 0

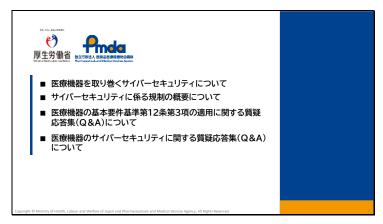


医療機器のサイバーセキュリティについて説明します。

Slide 1



この資料においては、関連する通知等について、次のように略しています。



ここでは、医療機器に求められるサイバーセキュリティについて、次の流れで説明 します。

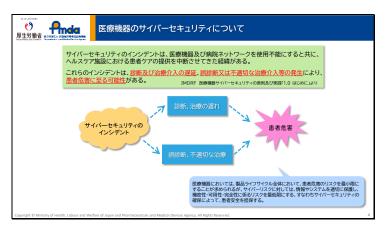
はじめに、医療機器を取り巻くサイバーセキュリティについて、 次に、サイバーセキュリティに係る規制の概要について、説明します。

その後、Q&A形式の事務連絡が2件発出されていますので、Q&Aの内容について説明します。

Slide 3



まず、医療機器を取り巻くサイバーセキュリティについて説明します。



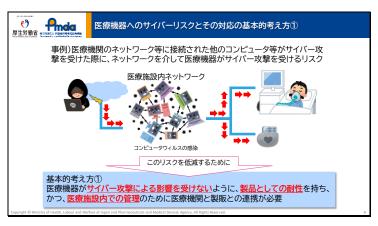
医療機器を取り巻くサイバーセキュリティの状況について、説明します。

このスライドはIMDRF 医療機器サイバーセキュリティの原則及び実践の「は じめに」に記載されている内容になりますが、サイバーセキュリティのインシデント は、医療機器及び病院ネットワークを使用不要にするとともに、ヘルスケア施設にお ける患者のケアの提供を中断させてきた経緯があります。

そして、これらのインシデントは、診断及び治療介入の遅延、誤診断又は不適切な 治療介入等の発生により、患者危害の発生につながる可能性があります。

そのため、医療機器においては、製品ライフサイクル全体において、患者危害のリスクを最小限に求められますが、サイバーリスクに対して、サイバーセキュリティの確保によって患者安全を担保することが求められます。

Slide 5



次に、医療機器へのサイバーリスクとその対応について、基本的な考え方を説明します。

医療機器に対するサイバーリスクは、大きく2つのリスクがあります。

一つ目は、医療機関のネットワーク等に接続された、他のコンピューター等がサイ バー攻撃を受けた際に、ネットワークを介して医療機器がサイバー攻撃を受けるリス

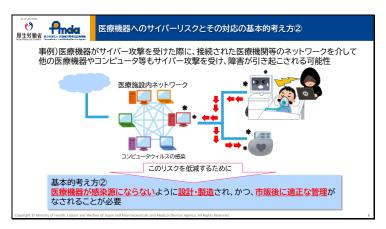
クの事例です。

院内のネットワークにつながる機器がコンピュータウイルスに感染し、それが医療機器の誤動作や動作停止を招いてしまうといった例になります。

この例では、人工呼吸器のようなものとペースメーカーのようなものをポンチ絵で描いていますが、人工呼吸器自体がネットワークで直接つながっていないとしても、USBメモリ等を経由してマルウェアが持ち込まれるとか、ペースメーカーの場合は、ペースメーカーのプログラマーが攻撃を受けて、最終的にペースメーカーの誤動作等につながるなどのシナリオになるかと思います。

このリスクを低減するための基本的な考え方としては、医療機器がサイバー攻撃による影響を受けないように、製品として耐性を持ち、かつ、医療施設内での管理のために医療機関と製販との連携がなされることが必要、ということになります。

Slide 6

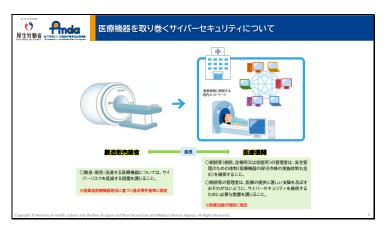


もう一つは、医療機器がサイバー攻撃を受けた際に、接続された医療機関等のネットワークを介して、他の医療機器やコンピューター等もサイバー攻撃を受け障害が引き起こされる可能性、ということになります。

このリスクを低減するための基本的な考え方は、医療機器が感染源にならないよう に設計・製造され、かつ市販後に適正な管理がなされることが必要、となります。

いずれの場合にも、製造販売業者における、設計、製造が適正に行われていることはもちろんですが、医療機関における医療機器の適正な管理も重要になります。

たとえば、セキュリティのアップデートをきちんと適用するとか、パスワードの管理を適正に行う、プログラム医療機器が動作するプラットフォームのネットワーク設定等を適切に行う等が必要になります。



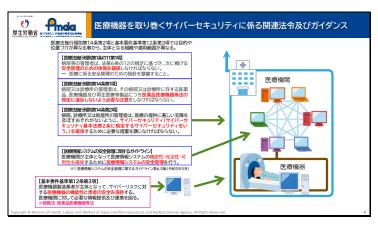
これら二つの側面のサイバーリスクを考えてみると、医療機関のネットワークに接続される医療機器については、製造販売業者と医療機関とで連携して対応していく必要があることがわかると思います。

製造販売業者及び医療機関に求められるサイバーセキュリティに対する要件は、それぞれ薬機法、医療法の下で定められています。

薬機法については、基本要件基準の改正によってサイバーセキュリティの要件が規定されております。

医療法については、医療法施行規則に規定があります。

Slide 8



具体的には、医療法施行規則のこれらの規定、及び、基本要件基準の第12条第3項が対応します。

基本的にはサイバーセキュリティの確保という共通の目標に対応するが、医療法施行規則と基本要件基準とでは、目的や位置づけが異なることから、主体となる組織や適用範囲が異なります。

なお、医療機関が主体となって医療情報システムの機密性、可用性、完全性を確保するために医療情報システムの安全管理ガイドラインが定められていますが、医療機関の

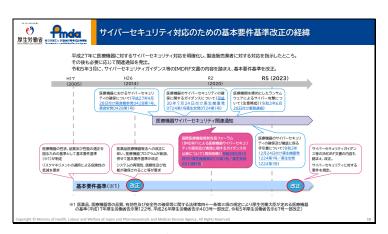
ネットワークに接続され、患者処方等の医療情報のやり取りを行う医療機器についても このガイドラインの対象となるため、医療機関の求めに応じて、情報提供や連携が求め られることに注意が必要です。

Slide 9



続いて、サイバーセキュリティに係る規制の概要について説明します。

Slide 10



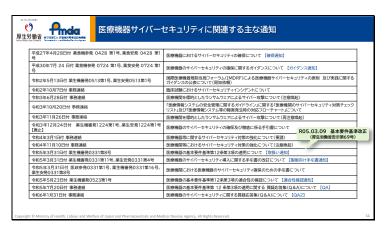
医療機器のサイバーセキュリティ対応に関する変遷について、まとめたものになります。

平成27年4月28日付で「医療機器におけるサイバーセキュリティの確保について」を発出し、基本要件基準に基づき、サイバーリスクについても既知又は予見し得る危害として識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価し、合理的に実行可能な限り除去することが求められるものとして明示化したところです。

また、令和2年5月には、サイバーセキュリティガイダンスの公表について周知のための通知が発出され、その中で3年をめどにIMDRFサイバーセキュリティガイダンスを国内に導入することが示されました。

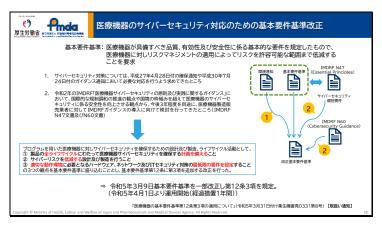
その後、サイバーセキュリティガイダンスを基に国内の状況を考慮してまとめた、 手引書が令和3年12月に発行され、サイバーセキュリティガイダンス等のIMDRF文書 の内容を踏まえ、令和5年3月に基本要件基準を改正いたしました。

Slide 11



医療機器サイバーセキュリティに関連する主な通知は表のとおりで、先ほどご説明 した通知以外にもサイバー攻撃に関する通知を発出しています。

Slide 12



基本要件基準第12条第3項の制定の趣旨です。

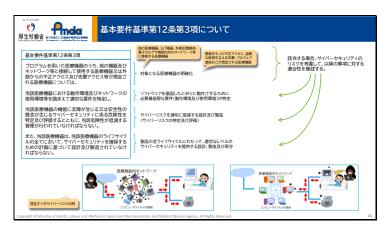
医療機器のサイバーセキュリティ対応に関する変遷について、先ほどご説明させていただいたところですが、令和5年3月31日付けの取扱い通知でも示しておりますが、プログラムを用いた医療機器に対しサイバーセキュリティを確保するための設計及び製造、ライフサイクル活動として、

- ① 製品の全ライフサイクルにわたって医療機器サイバーセキュリティを確保する計画を備えること
- ② サイバーリスクを低減する設計及び製造を行うこと
- ③ 適切な動作環境に必要となるハードウェア、ネットワーク及びITセキュリティ対

策の最低限の要件を設定すること

の3つの観点を基本要件基準に盛り込むこととし、基本要件基準を改正いたしました。

Slide 13



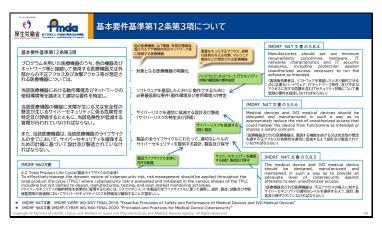
基本要件基準第12条第3項の内容についてですが、ここに示しているような内容になっています。

最初のパートでは、対象となる医療機器の明確化を行い、

次にソフトウェアを意図したとおりに動作させるための必要最低限な要件(動作環境や使用環境)を特定すること、

そしてサイバーセキュリティのリスクを適切に低減する設計及び製造を行うこと、 製品の全ライフサイクルにわたって、適切なレベルのサイバーセキュリティを提供数 量な設計、製造及び保守を行うこと、を求めています。

Slide 14



この内容については、平成27年に出されているサイバーセキュリティ確保通知の内容に加えて、IMDRFで定めた、医療機器の基本要件についてのN47文書及びサイバーセキュリティについてのN60文書を踏まえたものになっています。

つまり、N47文書における

5.8.4のハードウェア、ネットワーク、ITセキュリティ対策の最低限の要件設定

5.5.6のサイバーリスクを低減する 設計、製造

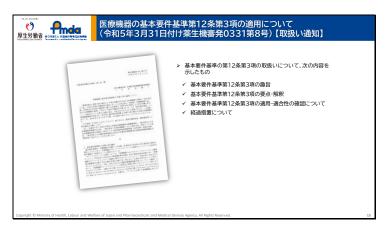
5.8.5のサイバーセキュリティを確保する設計、製造及び保守

N60文書における

4.2の製品ライフサイクル全体に対する配慮

を反映しています。

Slide 15



次に3月31日付けの取扱い通知に関する説明をいたします。

まず、基本要件基準第12条第3項の対象範囲を、

2の(1)では電磁的情報のやり取りをする医療機器として、

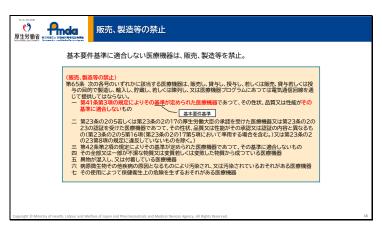
(2)で外部からの不正アクセスや攻撃を受ける可能性があるものを対象とすることを示しています。

次に、動作環境及び使用環境の特定に関して、

2の(3) で使用環境に適した運用体制等を含めた医療機器の意図する使用に適切な要件を設定することを示しています。

3の基本要件基準第12条第3項の適用・適合性の確認についてでは、 JIS T 2304による構成管理に加えて、JIS T 81001-5-1によるサイバーセキュリティ対策の強化や、サイバーセキュリティに関するリスクの低減することで、 患者への危害の発生及び拡大の防止に繋げる必要があること、

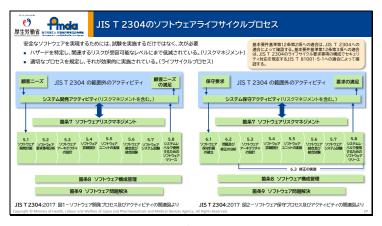
一般医療機器についても同様に適合性を確認する必要がある旨を記載しています。



なお、基本要件基準に適合しない医療機器は、法第65条に定められているとおり、 販売、賃貸、製造等が禁止されています。

また、医療機器プログラムの場合は電気通信回線を通じての提供も禁止されています。

Slide 17



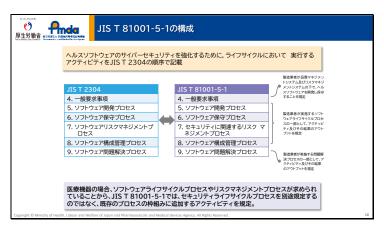
基本要件基準第12条第2項への適合で確認されるJIS T 2304のソフトウェアライフサイクルプロセスになります。

安全なソフトウェアを実現するためには、ハザードを特定し、関連するリスクが受容可能なレベルまで低減されているというリスクマネジメントの考え方と、適切なプロセスを規定し、それが効果的に実施されているというライフサイクルプロセスの考え方が必要です。

JIS T 2304においては、開発及び保守について、ライフサイクルプロセス及びそれを支援するリスクマネジメント、構成管理、問題解決のプロセスが規定されていて、第12条第2項の適合のために、各製造販売業者において、これらが実装されていると思います。

第12条第3項のサイバーセキュリティについては、JIS T 2304のライフサイクルの構成でセキュリティ対応を規定するJIS T 81001-5-1を用いて、JIS T 2304に規定するプロセスに対してアドオンする形で、セキュリティのためのアクティビティを実施するということしております。

Slide 18



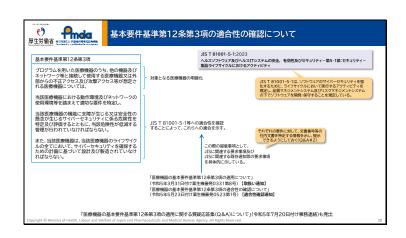
従いまして、JIS T 81001-5-1の構成については、ヘルスソフトウェアのサイバーセキュリティを強化するために、ライフサイクルにおいて実行するアクティビティをJIS T 2304の順序で記載されていることとなります。

規格の箇条4では、一般要求事項として製造業者が品質マネジメントシステム及び リスクマネジメントシステムの下で、ヘルスソフトウェアを開発し保守することを規 定し、

箇条5から8では、製造業者が実施するソフトウェアライフサイクルプロセスの一部として、アクティビティ及びその結果のアウトプットを規定され、

箇条9では、製造業者が実施する問題解決プロセスの一部として、アクティビティ 及びその結果のアウトプットを規定しています。

Slide 19



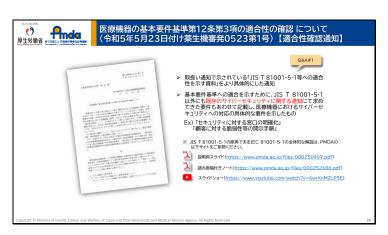
令和5年3月31日付けの取扱い通知において、基本要件基準第12条第3項の適合性の確認は、JIS T 81001-5-1等への適合性を確認することによって示す、としております。

JIS T 81001-5-1は、ソフトウェアのサイバーセキュリティを強化するために、 ライフサイクルにおいて実行するアクティビティを規定し、 品質マネジメントシステム及びリスクマネジメントの下でソフトウェアを開発・保守することを規定しております。

また、令和5年5月23日付の適合性確認通知において、基本要件基準への適合を示すために、規格への適合を確認する際の留意事項として、JISに関連する要求事項及びJISに関連する既存通知等の要求事項を具体的に示しています。

さらに、7月20日付の質疑応答集のQ2において、適合性を示す際には、適合性確認通知で示されているそれぞれの要件に対して、文書番号等の社内文書を特定する情報を示すということにしております。

Slide 20



こちらに示す通知は令和5年3月31日付の取扱い通知で示されている「JIS T 81001-5-1等への適合性を示す資料」をより具体的にした令和5年5月23日付の適合性確認通知になります。

その中で、基本要件基準への適合を示すために、JIS T 81001-5-1以外にも既存のサイバーセキュリティに関する通知にて求めてきた要件もあわせて記載し、医療機器におけるサイバーセキュリティへの対応の具体的な要件を示しています。



適合性確認通知の内容ですが、JIS T 81001-5-1の箇条4~9に対して、各箇条の要求事項の要約や抜粋の形で、医療機器におけるサイバーセキュリティへの対応の具体的な要件を示したものになります。

1の「JISに関連する要求事項」では、JISに関連する要求事項がまとめられており、 特にこれらに留意して基本要件への適合を確認していただくことになり、

2の「JISに関連する既存通知等の要求事項」では、既存の通知ですでに要求されていた内容や規格への適合状況を端的に示す内容など、規格に関連して追加で確認すべき内容が示しています。

例えば、「セキュリティに対する窓口の明確化」・「顧客に対する脆弱性等の開示手順」があります。

Slide 22



詳細については、別資料にて説明します。

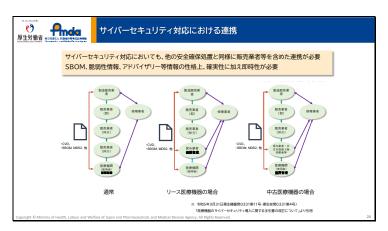
この適合性確認通知で伝えたいポイントとして、2点あります。

1つ目は、承認・認証申請においては、各留意点について、該当する手順書、計画書、設計文書、報告書等の社内文書を特定するようにしておくこと。

2つ目は、第3者機関による試験を活用して適合を示す場合も、適合性確認通知の第

2項の確認事項の実施について示すこと。 となります。

Slide 23



サイバーセキュリティ対応においても、製造販売業者が、販売業者又は貸与業者を介して医療機関等へ医療機器を提供する際には、安全性情報の提供、収集その他の安全確保に必要となる処置を実施し、連携する必要があります。

製造販売業者は、単一又は複数の販売業者を介し、その医療機器が医療機関において適切なセキュリティ対応がとられるよう、医療機関及び販売業者と必要な連携をとり、必要に応じてSBOMやCVDなどの必要となる情報提供やセキュリティパッチの適用等を適切かつ遅滞なく実施できるよう、必要な処置を行う必要があります。

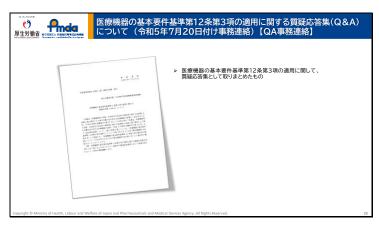
また、医療機器の修理が必要となった場合には、製造販売業者は、医療機関等と連携し、修理業者との間において、脆弱性情報等の情報共有を行う等のCVDに必要な情報共有を行うとともに、医療機関等との間にて修理に係るセキュリティ上の脆弱性に係る情報共有を行う必要があります。

より詳細な説明が令和5年3月31日付通知の「医療機器のサイバーセキュリティ導入に関する手引書の改訂について」に記載されていますのでご確認いただければと思います。



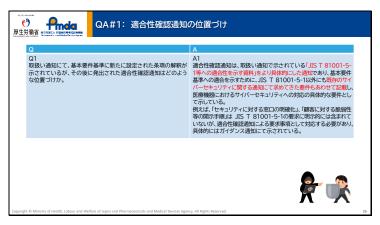
ここからは、医療機器のサイバーセキュリティに関して、Q&A形式の事務連絡が2件発出されていますので、Q&Aの内容について説明します。

Slide 25



まず、令和5年7月20日付の事務連絡の質疑応答集について説明いたします。

Slide 26

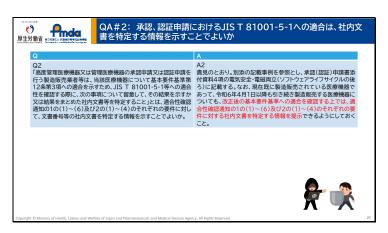


Q1は、令和5年5月23日付けの適合性確認通知の位置づけについてです。

適合性確認通知は、JIS T81001-5-1等への適合性を示す資料をより具体的にした通知です。

医療機器のサイバーセキュリティ対応に関する変遷や趣旨でお判りになるかと思いますが、基本要件基準への適合を示すために、JIS T 81001-5-1以外にも既存のサイバーセキュリティに関する通知にて求めてきた要件もあわせた、医療機器におけるサイバーセキュリティへの対応の具体的な要件を示しております。

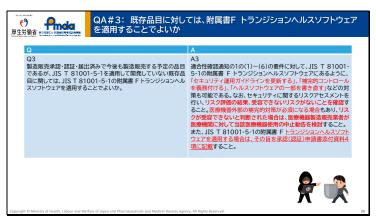
Slide 27



Q2は、承認、認証申請における、JIS T81001-5-1等への適合結果をどのように示すかについてです。

基本要件基準第12条第3項への適合性を示す際には、適合性確認通知のJIS T 81001-5-1等のそれぞれの要件を満たしていることを示す、社内文書の文書番号等の特定する情報を提示することにしております。

Slide 28



Q3は、製造販売承認・認証・届出済みの品目における附属書 F「トランジションへルスソフトウェア」の適用についてです。

国内のサイバーセキュリティ対応において、経過措置期間終了後の令和6年4月以降

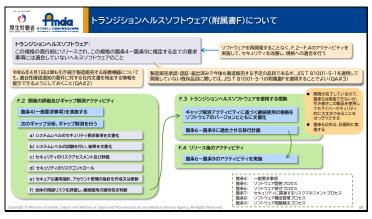
も引き続き製造販売する医療機器についても、適合性確認通知の要件に対する社内文書を特定する情報を提示できるようにしておくことが必要ですが、JIS T 81001-5-1 を適用して開発していない既存品目については、このトランジションヘルスソフトウェアを適用することでもよいとされています。

トランジションヘルスソフトウェアについては、例えば、「セキュリティ運用ガイドラインを更新する」、「補完的コントロールを義務付ける」、「ヘルスソフトウェアの一部を書き直す」等の対策を講じることで、規格への適合を示すということで、詳細は次のスライドの通りです。

リスクマネジメントの結果、リスクが受容できないと判断された場合は、医療機器製造販売業者が医療機関に対して当該医療機器使用の中止勧告を検討することも必要となります。

また、QA3での「医療機器外部の補完的対策が必須になる場合」とは、セキュリティのリスクアセスメントを行い、製品の既存機能・設定によって、未使用のネットワークポートを閉じる、脆弱性対策アップデートの適用を速やかに行う等の対策を実施することができないため、DDOS攻撃やマルウェア感染によって機能不全に陥る等が発生して、受容できないリスクにつながる可能性があることが判明した場合に、これを軽減するための対策として、補完的対策が必須となることを想定しています。

Slide 29



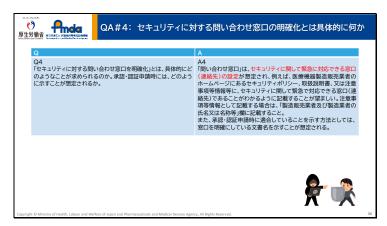
JIS T81001-5-1附属書Fのトランジションヘルスソフトウェアに係る規定は、開発が完了しているソフトウェアについて、ソフトウェア全体を再開発することなく、セキュリティの改善によって規格への適合を示す、という観点からの規定です。

開発が完了しているので、規格の箇条5のソフトウェア開発プロセスについては完全には実施できませんが、規格の規定とのギャップ分析を行い、ギャップ解消アクティビティに基づいて、ソフトウェアの継続使用の根拠を文書化することが必要です。つまり、引き続きその製品を使用してもサイバーセキュリティ的に大丈夫であることをはっきりさせる必要があります。また、その他の箇条の要求事項については、計画的に実施し

ていくことになります。

最終的な申請書等の記載事例については、この後別のQAで解説しますが、箇条5に関する確認項目は一部が記載不要となるが、その他の箇条の確認項目については、全て確認結果を示すことが必要です。

Slide 30

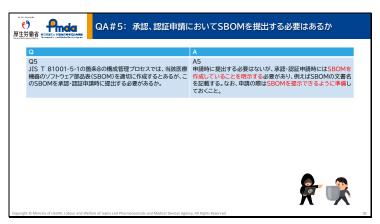


Q4は、「セキュリティに対する問い合わせ窓口」についてです。 ここでは、セキュリティに関して緊急に対応できる窓口や連絡先の設定が想定されます。

例えば、医療機器製造販売業者のホームページにあるセキュリティポリシー、取扱説明書、又は注意事項等情報等に、セキュリティに関して緊急で対応できる窓口(連絡先)であることがわかるように記載することが望ましいとしております。

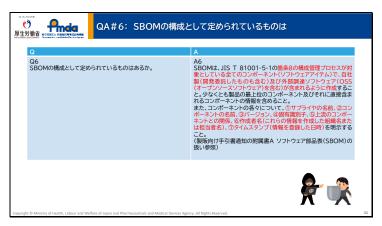
なお、注意事項等情報として記載する場合は、「製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等」欄に記載をお願いいたします。

<u>Slide</u> 31



Q5は、承認・認証におけるソフトウェア部品表「SBOM」の取扱いについてです。 申請時に提出する必要はありませんが、承認・認証申請時にはSBOMを作成している ことを明示できるよう準備してください。

Slide 32

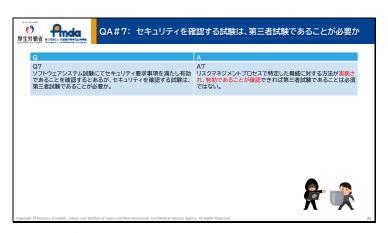


Q6は、「SBOMの構成」に関する内容です。

SBOMは、JIS T 81001-5-1の箇条8の構成管理プロセスが対象としている全てのコンポーネント(ソフトウェアアイテム)で、自社製(開発委託したものも含む)及び外部調達ソフトウェア(OSS(オープンソースソフトウェア)を含む)が含まれるように作成していただき、少なくとも製品の最上位のコンポーネント及びそれに直接含まれるコンポーネントの情報を含めてください。

また、コンポーネントの各々について、ここに示す7つの項目を明示してください。 詳しくは、令和5年3月31日付事務連絡の「製販向け手引書通知」の附属書A(IMDRFの追補ガイダンスを基本として追加)をご参照ください。

Slide 33

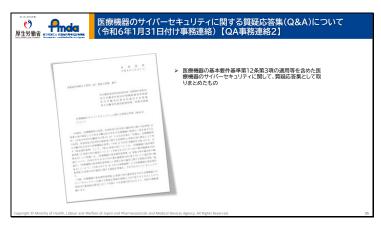


Q7はセキュリティを確認する試験についてです。 第三者試験を行うことは必須ではございません。



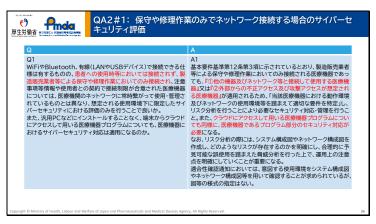
次に、令和6年1月31日に発出された事務連絡の質疑応答集について説明いたします。

Slide 35



令和6年1月31日に質疑応答集第2弾が事務連絡として発出されております。

Slide 36



Q1は、対象となる医療機器についてになります。

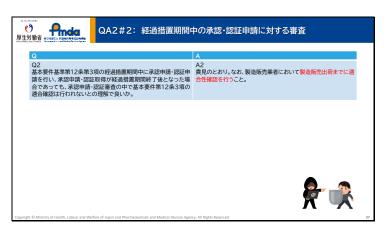
Q1の一番のポイントとしては、「患者への使用時等においては接続されず、製造販売業者等による保守や修理作業においてのみ接続され」の部分です。

回答としては、基本要件基準第12条第3項に示されている通り、「当該医療機器における動作環境及びネットワークの使用環境等を踏まえて適切な要件を特定」したうえで、対応・管理を行うことになります。

『①他の機器及びネットワーク等と接続して使用する医療機器又は②外部からの不 正アクセス及び攻撃アクセスが想定される医療機器』については適用になります。

また、クラウドにアクセスして用いる医療機器プログラムについても同様に、医療機器であるプログラム部分のセキュリティ対応が必要になります。

Slide 37



Q2は、経過措置期間中に承認・認証申請を行った品目の取扱いについてです。 たとえ経過措置期間終了後に承認・認証取得することになっても、基本要件基準第12 条第3項への適合確認はおこなわれません。ただし、製造販売業者において、製造販売 出荷までには適合性確認を行う必要があります。

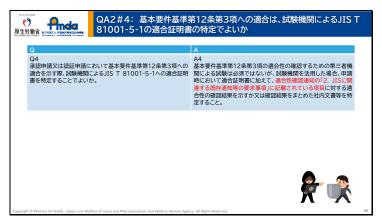
Slide 38



Q3です。

承認・認証申請書の「性能及び安全性に関する規格欄」において、JIS T 81001-5-1はJIS T 2304と同様に記載する必要はございません。

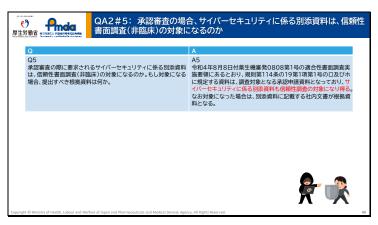
Slide 39



Q4は、承認申請又は認証申請において基本要件基準第12条第3項への適合を示す際、 試験機関によるJIS T 81001-5-1への適合証明書についてです。

令和5年7月20付事務連絡のQA7で言及させていただいておりますが、第三者機関による試験は必須ではないのですが、試験機関を活用した場合、申請時において適合証明書に加えて、適合性確認通知の「2. JISに関連する既存通知等の要求事項」に記載されている項目に対して、適合の確認結果を示すか又は確認結果をまとめた社内文書等を特定する必要があることにご留意ください。

Slide 40

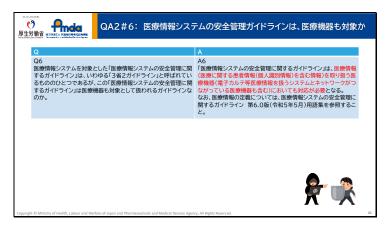


Q5は、承認申請における、サイバーセキュリティに係る別添資料は、信頼性書面調 香(非臨床)の対象となるのか、についてです。

サイバーセキュリティに係る別添資料は、信頼性調査の対象になり得ます。

調査対象となったあかつきには、別添資料に記載する社内文書は根拠資料になります。 なお、このQ&A5は、認証においては、信頼性調査がありませんので、関係のないお 話になります。

Slide 41

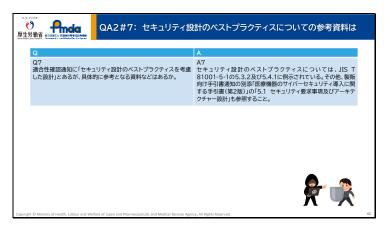


Q6は、先ほども説明いたしましたが、医療情報(医療に関する患者情報(個人識別情報)を含む情報)を取り扱う医療機器(電子カルテ等医療情報を扱うシステムとネットワークがつながっている医療機器も含む)においても対応が必要となります。

「3省2ガイドライン」は、経済産業省・総務省から発出されている「医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン」(健康医療分野に特化した情報システム・サービス事業者向けの指針)と、厚生労働省医政局より発出されている「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」からなっています。

基本要件基準においては、製造・販売・流通する医療機器について、サイバーリスクを低減する措置を講じることとしている一方で、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」は、医療情報を扱うシステムと同システムに関わる人または組織を対象とし、情報セキュリティマネジメントシステムの実践、組織的・物理的・技術的・人的安全対策、サイバー攻撃等の非常時の対応等の指針が示されています。

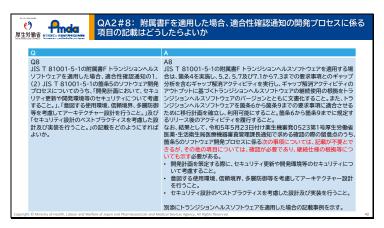
したがって、医療現場において、例えば電子カルテ等の医療情報を扱うシステムと ネットワークがつながっている医療機器においても対応が必要となります。つまり は、患者情報を取り扱う医療機器も対応が必要となります。



Q7は、適合性確認通知に「セキュリティ設計のベストプラクティスを考慮した設計」 に関する具体的に参考となる資料についてです。

JIS T 81001-5-1の5.3.2及び5.4.1に例示がありますが、その他、製販向け手引 書通知の「5.1 セキュリティ要求事項及びアーキテクチャー設計」が参考になります。

Slide 43



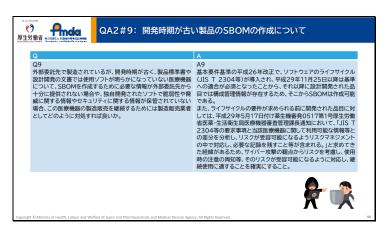
Q8は、附属書F トランジションヘルスソフトウェアを適用した場合についてです。 令和5年7月20付事務連絡のQA3(スライド28枚目)でトランジションヘルスソフトウェアを適用する際の全般的な説明をしているので後ほど確認していただければ と思いますが、箇条4を実施し、5.2、5.7及び7.1から7.3までの要求事項とのギャップ分析を含むギャップ解消アクティビティを実行し、ギャップ解消アクティビティのアウトプットに基づくトランジションヘルスソフトウェアの継続使用の根拠をトランジションヘルスソフトウェアのバージョンとともに文書化することになります。

また、トランジションヘルスソフトウェアを箇条6から箇条9までの要求事項に適合させるために移行計画を確立し、それに従って、開発プロセス以外の箇条6から9を実施していくことになります。

その結果として、適合性確認通知で求める確認の際の留意点のうち、箇条5のソフト

ウェア開発プロセスに係る次の事項については、記載が不要とできますが、その他の項目については、確認が必要であり、継続仕様の根拠等についても示す必要があります。

Slide 44

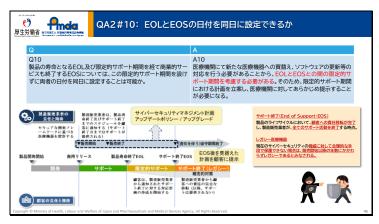


Q9は、開発時期が古い製品のSBOM作成についてになります。

製販向け手引書通知の附属書A.1にあるように第12条第3項ではソフトウェアコンポーネントを明らかにしなくてはならず、製販業者がツールによって洗い出し、その結果でリスクアセスメントすることが求められています。したがって、製販業者は何かしらの対応が求められていることになります。

では、どうしたらよいかという話になりますが、平成26年の基本要件基準改正で、 ソフトウェアのライフサイクル(JIS T 2304等)が導入され、平成29年11月以降は適 合が必須となったことから、それ以降に設計開発された品目は構成管理情報があるため、 そこからSBOMは作成可能かと考えられます。

Slide 45



Q10は、製品の寿命となるEOLと、全てのサポートが終了となるEOSの関係についてになります。

ここ (左下) に示している医療機器のサイバーセキュリティ導入に関する手引書の医

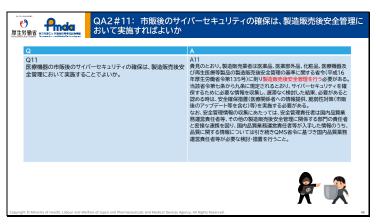
療機器のライフサイクルの図をもとに、EOLとEOSの間の限定的サポート期間に関連 した質問となっています。

サポート終了を迎えた、サイバーセキュリティの対応が取れない、いわゆるレガシー 医療機器については、そのまま医療機関のネットワークに接続して使用し続けることに は問題があるため、新しい医療機器に買い替える等の対応を医療機関で行う必要があり ますが、そうした対応を行うためには、ある程度の時間がかかることが想定されます。

製品寿命終了を迎えてすぐにサポート終了となると、医療機関側で対応を行う時間が確保できないので、製品寿命終了やサポート終了の時期については、十分な時間の余裕をもって事前連絡する必要があります。

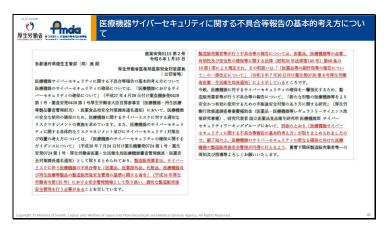
それに加えて、例えば、本体のプログラムのアップデートは提供できないが、関連するソフトウェアに関するサイバーセキュリティ情報等を提供するとか、最終的なサポート終了に対する計画等をあらかじめ提示して、引き続き医療機関とのコミュニケーションを継続する期間として、限定的サポート期間を置いて対応することが、医療機関側でのスムーズな移行を助けるために重要となります。

Slide 46



Q11は、市販後のサイバーセキュリティの確保についてです。

製造販売業者は、GVP省令に則り、製造販売後安全管理を行う必要があり、GVP省令第7条から9条に規定されるとおり、サイバーセキュリティを確保するために必要な情報を収集し、検討した結果、必要があると認める時は、安全確保措置(医療関係者への情報提供、脆弱性対策(市販後のアップデート等を含む)等)を実施する必要があります。



医療機器サイバーセキュリティに関する不具合等報告の基本的考え方がまとめられた通知が、令和6年1月15日に医薬安全対策課長通知として発出されましたので、詳しくは、こちらの通知を参照してください。

Slide 48



厚生労働省のホームページにて、基本要件基準をはじめ、これまで発出した医療機器のサイバーセキュリティに関連する通知やIMDRF文書を掲載していますので、ご紹介させていただきます。

一部、通知の英文の参考情報も掲載していますので、あわせてご活用ください。



ご清聴ありがとうございました。

以上